

# 大 気 関 係 届 出 の し お り

大阪府生活環境の保全等に関する条例

揮発性有機化合物 編

令和3年4月

大阪府環境農林水産部環境管理室

## はじめに

この冊子では、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の揮発性有機化合物の規制内容や届出の方法について説明します。

揮発性有機化合物とは、大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として条例施行規則で定める物質を除く）をいいます。

条例では、光化学スモッグの発生抑制の観点から揮発性有機化合物の排出を抑制するため、揮発性有機化合物を発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準遵守義務や届出義務を設けています。（なお、条例では平成 20 年 3 月 31 日まで揮発性有機化合物を炭化水素類と表記していました。）

この「届出のしおり」及び届出等の様式は大阪府の HP に掲載しています。

〈大阪府／大気保全対策〉 <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshi.do/taiiki/>

## 目次

1	届出施設	1
2	規制基準	2
3	施設の使用・管理の状況の記録保存義務について	3
4	届出の種類と提出時期	4
5	届出書の作成要領	5
(1)	届出に関する相談窓口等	5
(2)	事前相談	5
(3)	受理書	5
(4)	届出に必要な書類	6
ア	届出書及び別紙	6
イ	添付書類等	6
(5)	届出書の綴じ方	7
(6)	記載方法	8
ア	届出書(表紙) 記載例	8
イ	届出書(表紙) 記載上の注意事項	9
ウ	別紙1の3 記載例	11
エ	別紙1の3 記載上の注意事項	12
オ	別紙1の4 記載例	14
カ	別紙1の4 記載上の注意事項	15
キ	別紙1の5 記載例	16
ク	別紙1の5 記載上の注意事項	17
ケ	別紙1の6 記載例	18
コ	別紙1の6 記載上の注意事項	19
サ	別紙1の7 記載例	20
シ	別紙1の7 記載上の注意事項	21
ス	別紙1の8 記載例	22
セ	別紙1の8 記載上の注意事項	23
ソ	別紙1の9 記載例	24
タ	別紙1の9 記載上の注意事項	25
チ	別紙1の10 記載例	26
ツ	別紙1の10 記載上の注意事項	27
テ	別紙1の11 記載例	28
ト	別紙1の11 記載上の注意事項	29
ナ	別紙1の12 記載例	30
ニ	別紙1の12 記載上の注意事項	31
(7)	添付書類等の記載方法	32
ア	変更概要説明書 記載例	32
イ	変更概要説明書 記載上の注意事項	33
ウ	期間短縮願 記載例	34

# 1 届出施設

用途	項	施設の種類	対象となる施設	備考	
すべて	1	貯蔵施設	貯蔵容量が <b>50kL</b> 以上のもの	※1	
	2	出荷施設	燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込むもの		
給油所	3	地下タンク	燃料用ガソリンの貯蔵量の合計が <b>30kL</b> 以上の給油所に設置される、燃料用ガソリンを貯蔵するすべてのもの		
ドライクリーニング	4	イ	クリーニング施設(洗濯、脱液及び乾燥を同一の機械で行うものに限る。)	石油系溶剤又はテトラクロロエチレン(パーク)を使用する洗濯機の1回の洗濯能力の合計が <b>30kg</b> 以上のクリーニング所に設置されるすべてのもの	
		ロ	乾燥施設		
物の製造	6	5	溶剤洗浄施設	洗浄槽の液面の面積が <b>0.5m<sup>2</sup></b> 以上のもの	※1
		イ	反応施設	施設の容量が <b>200L</b> 以上のもの	※1
		ロ	合成施設		
		ハ	重合施設		
		ニ	分解施設		
		ホ	精製施設		
		ヘ	晶出施設		
		ト	蒸留施設		
		チ	蒸発施設		
		リ	濃縮施設		
		ヌ	乾燥施設(物の塗装、印刷又は接着の用に供するものを除く。)		
ル	抽出施設				
ヲ	混合施設				
塗装	7	イ	吹付塗装施設	排風機の能力が <b>100m<sup>3</sup>/分</b> 以上のもの	※2
		ロ	乾燥・焼付施設	排風機の能力が <b>10m<sup>3</sup>/分</b> 以上のもの	
グラビア印刷	8	イ	乾燥施設	シリンダー幅 <b>1,000mm</b> 以上のグラビア印刷機を <b>2</b> 台以上設置している工場に設置されるすべてのもの	
金属板印刷(塗装工程に限る。)		ロ	乾燥・焼付施設	排風機の能力が <b>10m<sup>3</sup>/分</b> 以上のもの	※2
オフセット輪転印刷(ヒートセット型に限る。)		ハ	乾燥施設	排風機の能力が <b>10m<sup>3</sup>/分</b> 以上のもの	
接着	9	乾燥施設	排風機の能力が <b>10m<sup>3</sup>/分</b> 以上のもの		

備考 メタン又は特定フロン等(オゾン層保護法第2条第1項に規定する特定物質)のみを排出する施設を除く。

※1: 高揮発性有機化合物(単一成分にあつては、1気圧における沸点 **150℃** 以下、混合物にあつては1気圧の状態での留出量が **5%**(容量比)の時の温度(以下「**5%留出点**」という。)が **150℃** 以下)のみ対象

※2: 工場全体の補正後の乾燥塗膜量(塗膜形成能力)が **15L/h** 以上の場合は届出工場等に該当し、届出対象施設にはなりません。届出工場等の規制基準等につきましては、別途お問い合わせください。

## 2 規制基準

用途	施設の種類	規制基準											
すべて	貯蔵施設	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・吸着式処理装置若しくは薬液による吸収式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>・浮屋根式構造又はこれと同等以上の効果を有する構造とし、適正に管理すること。</li> </ul>											
	出荷施設	薬液による吸収式処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。											
給油所	地下タンク	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適正に使用すること。</li> <li>・凝縮式処理装置若しくは薬液による吸収式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> </ul>											
ドライクリーニング	クリーニング施設	次のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥工程においては、凝縮式処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>・脱臭工程（石油系溶剤を用いるものを除く。）においては、吸着式処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> </ul>											
	乾燥施設												
物の製造	溶剤洗浄施設	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・吸着式処理装置若しくは薬液による吸収式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>・密閉式構造とし、適正に管理すること。</li> </ul>											
	反応施設	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・吸着式処理装置、薬液による吸収式処理装置若しくは凝縮式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>・密閉式構造とし、適正に管理すること。</li> </ul>											
	合成施設												
	重合施設												
	分解施設												
	精製施設												
	晶出施設												
	蒸留施設												
	蒸発施設												
	濃縮施設												
	乾燥施設												
	抽出施設												
混合施設													
塗装	吹付塗装施設	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼式処理装置若しくは吸着式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>・使用される塗料に含まれる揮発性有機化合物の含有率が、使用時において下表に定める値以下であること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="544 1771 1385 2045"> <thead> <tr> <th colspan="2">用途</th> <th>含有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">塗装業者</td> <td>(1) 木製及びプラスチック製を除く機械器具又は金属製品の塗装（部品の塗装を含む。）</td> <td>60%（重量比）</td> </tr> <tr> <td>(2) (1)以外</td> <td>70%（重量比）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塗装業者以外</td> <td>30%（重量比）</td> </tr> </tbody> </table>	用途		含有率	塗装業者	(1) 木製及びプラスチック製を除く機械器具又は金属製品の塗装（部品の塗装を含む。）	60%（重量比）	(2) (1)以外	70%（重量比）	塗装業者以外		30%（重量比）
	用途		含有率										
塗装業者	(1) 木製及びプラスチック製を除く機械器具又は金属製品の塗装（部品の塗装を含む。）	60%（重量比）											
	(2) (1)以外	70%（重量比）											
塗装業者以外		30%（重量比）											
乾燥・焼付施設													

用途	施設の種類	規制基準
グラビア印刷	乾燥施設	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃焼式処理装置若しくは吸着式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼動させること。</li> <li>・ 使用されるインキ（金属板印刷の塗装工程で使用する塗料を含む。）に含まれる揮発性有機化合物の含有率が、使用時において <b>30%</b>（重量比）以下であること。</li> </ul>
金属板印刷	乾燥・焼付施設	
オフセット輪転印刷	乾燥施設	
接着	乾燥施設	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃焼式処理装置若しくは吸着式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼動させること。</li> <li>・ 使用される接着剤に含まれる揮発性有機化合物の含有率が、使用時において <b>30%</b>（重量比）以下であること。</li> </ul>

### 3 施設の使用・管理の状況の記録保存義務について

揮発性有機化合物を排出する施設については、届出施設等の使用及び管理の状況の記録保存（3年間）が義務づけられています。記録保存すべき項目は、事業者の皆様が日常的に容易に確認できるものとして、具体的には下表のとおりです。

排出抑制措置の種類	記録事項		記録頻度
	確認時の状況	前回確認後の稼動状況	
吸着式処理装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定床-凝縮回収式の場合にあつては、冷却凝縮部の温度又は冷媒の流量</li> <li>・ 流動床-凝縮回収式の場合にあつては、吸着部又は脱着部の温度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸着剤の交換年月日</li> <li>・ 凝縮回収式の場合にあつては、揮発性有機化合物の回収年月日及び回収量</li> </ul>	原則として毎週1回以上
薬液による吸収式処理装置	薬液の循環状況	薬液の使用量	原則として毎週1回以上
浮屋根式構造又はこれと同等以上の効果を有する構造	点検又は補修の結果		点検又は補修を行うごと
蒸気返還設備	ガソリン受入時における使用状況		ガソリンの受入れを行うごと
	目視点検による亀裂及び漏洩箇所の有無等		毎月1回以上
凝縮式処理装置	冷却凝縮部の温度又は冷媒の流量	揮発性有機化合物の回収年月日及び回収量	原則として毎週1回以上
密閉式構造	目視点検による亀裂及び漏洩箇所の有無等		原則として毎週1回以上
燃焼式処理装置	燃焼室の温度	燃料の使用量	原則として毎週1回以上
使用時における揮発性有機化合物の含有率が重量比60%、70%又は30%以下である塗料の使用	届出施設において使用した塗料の使用時における揮発性有機化合物の含有率		原則として毎週1回以上

排出抑制措置の種類	記 録 事 項		記録頻度
	確認時の状況	前回確認後の稼動状況	
使用時における揮発性有機化合物の含有率が重量比30%以下であるインキの使用	届出施設において使用したインキ中の使用時における揮発性有機化合物の含有率		原則として毎週1回以上
使用時における揮発性有機化合物の含有率が重量比30%以下である接着剤の使用	届出施設において使用した接着剤中の使用時における揮発性有機化合物の含有率		原則として毎週1回以上
上記と同等以上の性能を有する処理装置又は同等以上の排出抑制のできる構造	当該処理装置の稼動状況又は当該排出抑制構造の管理状況を適切に把握できる事項		記録事項に応じた頻度

#### 備考

- ・届出施設の使用・管理の状況をより適切に把握できると認められる事項がある場合は、その事項を記録事項にできます。
- ・安全上等のやむを得ない理由により上表の事項の記録が困難な場合は、「上表の記録事項の(1)もしくは(2)のいずれか」又は「届出施設の使用・管理の状況を適切に把握できると認められる事項」を記録事項にできます。

## 4 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期							
届出施設を設置しようとする場合及び施設の増設(給油所、ドライクリーニング、グラビア印刷)や届出工場等の廃止等で既設の施設が届出施設となった場合	設置届	工事着手予定日の61日以上前							
条例の改正等によって新たに届出施設となった場合	使用届	届出施設となった日から30日以内							
届出施設の構造、使用の方法、処理の方法を変更しようとする場合	変更届	変更工事着手予定日の61日以上前							
次の事項を変更した場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>①届出者の氏名・住所</td> </tr> <tr> <td>②工場・事業場の名称・所在地</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法人</td> <td>①法人の名称・本社所在地</td> </tr> <tr> <td>②代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td>③工場事業場の名称・所在地</td> </tr> </table>	個人	①届出者の氏名・住所	②工場・事業場の名称・所在地	法人	①法人の名称・本社所在地	②代表者の氏名	③工場事業場の名称・所在地	氏名等変更届	変更日から30日以内
個人		①届出者の氏名・住所							
	②工場・事業場の名称・所在地								
法人	①法人の名称・本社所在地								
	②代表者の氏名								
	③工場事業場の名称・所在地								
届出施設を廃止した場合	廃止届	廃止日から30日以内							
届出施設を譲渡、合併、相続等により承継した場合	承継届	承継日から30日以内							

## 5 届出書の作成要領

### (1) 届出に関する相談窓口等

本届出は、届出施設を設置する工場・事業場の所在地により相談窓口、届出書に記載するあて名、提出部数及び提出先が異なります。

届出の提出先は、工場・事業場の所在地の市町村環境担当部署です。

工場・事業場の所在地	相談窓口	届出書のあて名	提出部数
島本町、摂津市、交野市、四條畷市、門真市、守口市、大東市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市	大阪府 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ TEL : 06-6941-0351 (代)	大阪府知事	3部 (正本1部、 写し2部)
高石市、和泉市、熊取町、田尻町、泉南市、岬町	大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 TEL : 072-439-3601 (代)	大阪府 泉州農と緑の 総合事務所長	3部 (正本1部、 写し2部)

その他の市町村については、各市町村の環境担当部署にお問い合わせください。

市町村環境担当部署は下記 URL をご参照ください。

〈大阪府／届出の相談・提出先等〉

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/taiki/soudannsaki.html>

### (2) 事前相談

大阪府及び市町村では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると受理できないために、工事の着工が遅れや、計画していた施設が規制基準に適合していないことによる計画変更命令を受けることがあります。これを防ぐためにも、大阪府又は工場・事業場の所在地の市町村まで事前に相談いただきますようお願いいたします。

### (3) 受理書

届出が受理された後、提出された写しのうち1部が返戻されます。また、設置届、使用届、変更届の場合は、受理書が交付されます。これらの書類は、大切に保管してください。



#### (4) 届出に必要な書類

届出には、アの届出書及び別紙、イの添付書類の両方が必要です。

##### ア 届出書及び別紙

届 出 書 及 び 別 紙	備 考
届出施設設置（使用・変更）届出書	
別紙1の3 ばい煙等の処理等の方法（ばい煙、揮発性有機化合物）	記載すべき事項がない場合は、省略可能
別紙1の4 届出施設（貯蔵）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）	該当するものを添付すること。
別紙1の5 届出施設（出荷）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）	
別紙1の6 届出施設（給油）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）	
別紙1の7 届出施設（ドライクリーニング）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）	
別紙1の8 届出施設（溶剤洗浄）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）	
別紙1の9 届出施設（製造）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）	
別紙1の10 届出施設（塗装）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）	
別紙1の11 届出施設（印刷）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）	
別紙1の12 届出施設（接着）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）	

##### イ 添付書類等

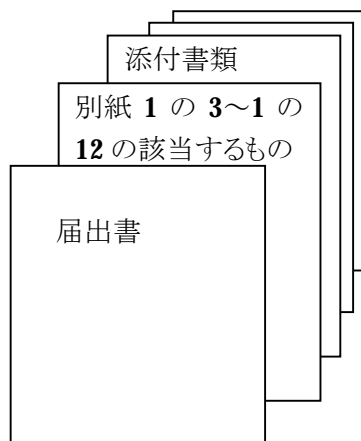
###### (a) 届出に必要な書類、図面等

必 要 な 書 類	備 考
届出施設及び揮発性有機化合物の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図）	
届出施設の構造概要図（主要寸法を記入したもの）	
揮発性有機化合物の処理を行う施設（煙突、フード、ダクト等を含む。）の概要図（主要寸法及び測定箇所を記入したもの）	処理施設等がある場合のみ
揮発性有機化合物の処理を行う施設の処理効率に係る設計上の基本的事項に関する資料	特に求めた場合のみ
変更概要説明書	変更届の場合のみ
その他特に必要と認めた書類 ＜例＞ 原料等の性状分析表	特に求めた場合のみ

(b) その他、届出の際に提出する書類

必要な書類	備考
期間短縮願	実施制限期間の短縮を願い出る場合
委任状	代表者以外が届出をする場合

(5) 届出書の綴じ方



(6) 記載方法

ア 届出書(表紙) 記載例

届出施設設置 <del>(使用・変更)</del> 届出書		令和 ○年 ○月 ○日	
大阪府知事様		届出者住所 大阪市中央区大手前○丁目○番○号 ○○産業株式会社 氏名 代表取締役 青空 守 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 <del>(第 21 条第 1 項・第 23 条第 1 項)</del> の規定により、届出施設について、次のとおり届け出ます。			
工場又は事業場の名称	○○産業(株)大阪工場 (電話番号 000-000-0000)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 ○○○-○○○○) ○○市○○町○番○号	※受理年月日	
届出施設の種別	3-第6項-イ 反応施設 2基	※施設番号	
		※審査結果	
ばい煙	ばいじん 、 有害物質	届出施設の構造	※備考
		届出施設の使用又は管理の方法	
		ばい煙等の処理等の方法	
揮発性有機化合物		届出施設の構造及び使用又は管理の方法	
		ばい煙等の処理等の方法	
特定粉じん		届出施設の構造	
		届出施設の使用又は管理の方法	
		ばい煙等の処理等の方法	
じ一般粉		届出施設の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	
添付書類 1 届出施設及びばい煙等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図) 2 工場又は事業場の付近の見取り図(指定有害物質以外の有害物質及び指定特定粉じん以外の特定粉じんに係る届出の場合に限る。 3 変更概要説明書(変更届の場合に限る。)			
参 考 事 項			
工場又は事業場の事業内容	化学工業	届け出すべき者が常時使用する従業員数	○○○人
工場又は事業場の規模		資本金	○○億円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先(電話番号)		環境安全室 (○○-○○○○-○○○○)	
備考 1 届出施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3第1号から第5号までに掲げる項番号及び名称を記載すること。 2 別紙については、届出施設の種類に応じて、必要なものを添付すること。 3 ※印の欄には、記載しないこと。			

イ 届出書（表紙） 記載上の注意事項

1	表題等	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 &lt;例&gt;</p> <table border="1" data-bbox="528 360 1358 501"> <tr> <td>設置届</td> <td>設置(使用、変更)届出書</td> </tr> <tr> <td>変更届</td> <td>設置(使用、変更)届出書</td> </tr> <tr> <td>使用届</td> <td>設置(使用、変更)届出書</td> </tr> </table> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。 &lt;例&gt;</p> <table border="1" data-bbox="528 663 1358 916"> <tr> <td>設置届</td> <td>大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項(第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)</td> </tr> <tr> <td>変更届</td> <td>大阪府生活環境の保全等に関する条例第 10 条第 1 項(第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)</td> </tr> <tr> <td>使用届</td> <td>大阪府生活環境の保全等に関する条例第 10 条第 1 項(第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)</td> </tr> </table>	設置届	設置(使用、変更)届出書	変更届	設置(使用、変更)届出書	使用届	設置(使用、変更)届出書	設置届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項(第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)	変更届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 10 条第 1 項(第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)	使用届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 10 条第 1 項(第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)
設置届	設置(使用、変更)届出書													
変更届	設置(使用、変更)届出書													
使用届	設置(使用、変更)届出書													
設置届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項(第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)													
変更届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 10 条第 1 項(第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)													
使用届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 10 条第 1 項(第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)													
2	届出者	<p>法人の場合・・・その名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載すること。 個人営業の場合・・・事業主の住所、氏名を記載すること。 非法人の団体の場合・・・町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。</p> <p>(注 1) 代表者でないものが届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証明する委任状（1 通）を添付すること。 (注 2) 届出者は、下に掲げる場合を除き、原則として施設の設置者である。 (1) リース、レンタル、貸工場、貸ビル内等のテナントの施設については、施設使用者が届出者である。 (2) マンションのボイラー等共有施設については、管理組合の代表者又は共有者の代表者が届出者である。</p>												
3	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。 個人営業の場合は屋号を記載すること。 電話番号を記載すること。 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>												
4	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（〇〇地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。</p>												

5	ばい煙発生施設 (届出施設)の 種類	<p>条例施行規則別表第三(第5条関係)の三(揮発性有機化合物に係る届出施設)に係る項番号、名称及び基数を記載すること。</p> <p>&lt;例&gt;  3-第1項-貯蔵施設 1基</p> <p>条例の2以上の区分(例えば、別表第三の二「有害物質」と、別表第三の三「揮発性有機化合物」)に係る届出施設については、次のように記載すること。</p> <p>2-第2項-ハ 乾燥・焼付施設  3-第8項-ロ 乾燥・焼付施設 } 1基</p>
6	工場又は事業場の 事業内容	<p>総務省「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。</p> <p>参照：<a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html</a></p>
7	届け出すべき者が 常時使用する 従業員数	<p>届出する事業者が常時使用する従業員の数(本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く)を記載すること。</p>
8	工場又は事業場の 規模	<p>製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。サービス業等の適当な指標がない業種については、必ずしも記載しなくてもよい。</p>
9	資本金	<p>法人のみ記載すること。</p>
10	当該届出について の担当部課名 及び緊急時連絡 先(電話番号)	<p>この届出についての連絡先(担当する部・課名等)を記載すること。</p> <p>また、その連絡先の電話番号(直通、内線の別)を記載すること。</p> <p>&lt;例&gt; 総務部労働環境課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(ダイヤルイン)</p>

ウ 別紙1の3 記載例

別紙3	ばい煙の処理の方法						
別紙2	揮発性有機化合物の処理の方法						
別紙1の3	ばい煙等の処理等の方法 (ばい煙、揮発性有機化合物)						
ばい煙等の処理等を行う施設の工場又は事業場における施設番号	S-1	No. 2 処理装置					
処理に係る届出施設の工場又は事業場における施設番号	T1、T2、T3	No. 2 乾燥機					
ばい煙等の処理等を行う施設の種類、名称及び型式	〇〇社製直接燃焼装置 ABC-10型	凝縮式処理装置					
設置年月日	年月日	年月日					
着手予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	令和〇年〇〇月〇〇日					
使用開始予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	令和〇年〇〇月〇〇日					
処理能力	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大	9,000		1,200		
		通常	7,500		1,000		
	排出ガス温度 (°C)	処理前	40		30		
		処理後	480		-10		
	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	処理前	(O <sub>2</sub> =%)	(O <sub>2</sub> =%)	(O <sub>2</sub> =%)	(O <sub>2</sub> =%)	
		処理後	(O <sub>2</sub> =%)	(O <sub>2</sub> =%)	(O <sub>2</sub> =%)	(O <sub>2</sub> =%)	
		処理効率					
	揮発性有機化合物 (ppm)	処理前	10,000				
		処理後	100				
		処理効率	99%				
	石油系溶剤 (mg/Nm <sup>3</sup> ) (ppm)	処理前					
		処理後					
		処理効率	80%				
	(mg/Nm <sup>3</sup> ) (ppm)	処理前					
処理後							
ばい煙量 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大	処理前					
	通常	処理前					
使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等	時から時まで 時間/回 回/日 日/月		時から時まで 時間/回 回/日 日/月			
	季節変動						
排出口の実高さ H <sub>o</sub> (m) 及び頂上口径 D (m)	H <sub>o</sub>		D		H <sub>o</sub>	D	
排出口の番号							
陣傘の有無	有・無				有・無		
補正された排出口の高さ H <sub>e</sub> (m)							
排出速度 (m/s)							
排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離 (m)							
添付書類 ばい煙等の処理等を行う施設 (煙突、フード、ダクトを含む。) の構造概要図 (主要寸法及び測定箇所を記入すること。)							
排出口の中心からその至近距離にある他人の所有する建築物 (倉庫等は除く。) の実高さ h (m) 及び水平距離 d (m)	h		d		h		d
ばい煙等測定口の有無及び口径	有 (口径 mm) ・ 無				有 (口径 mm) ・ 無		
届出施設 (指定有害物質又は揮発性有機化合物に係るものに限る。) に係る使用及び管理の状況の記録事項	記録事項：記録頻度 燃焼の温度：週に1回 燃料の使用量：週に1回						
備考 1 設置届出の場合には着手年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。 2 ばい煙等の濃度は乾きガス中の濃度、揮発性有機化合物濃度は湿りガス中の濃度とすること。 3 補正された排出口の高さ H <sub>e</sub> は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算出すること。 4 参考事項として、処理効率に係る設計上の基本的事項に関する資料を添付すること。							

エ 別紙1の3 記載上の注意事項

1	ばい煙等処理施設の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該処理施設等（煙突等を含む。）の固有番号（記号）を記載すること。ただし、クリーニング施設で、ドライ機等に内蔵している場合は、届出施設の番号を記載すること。		
2	処理に係るばい煙等発生施設（届出施設等）の工場又は事業場における施設番号	別紙1の4から別紙1の12の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。 ただし、他に当該処理施設等を共用する届出施設等がある場合には、その施設番号も併せて記載すること。		
3	ばい煙等処理施設の種類、名称及び型式	当該処理施設等の種類、名称及び型式を具体的に記載すること。ただし、クリーニング施設で、ドライ機等に内蔵している場合は、処理施設等の種類のみ記載すること。 <例> ○○社製活性炭吸着装置		
4	設置年月日	当該届出施設等の設置年月日を記載すること。 （既存の処理施設等の場合のみ記載すること）		
5	着手予定年月日	当該処理施設等の関係工事（基礎工事を含む）に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く） （既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない）		
6	使用開始予定年月日	当該処理施設等の使用開始予定年月日を記載すること。（既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない）		
7	処理能力	排出ガス量	当該処理施設等で処理する湿り排出ガスを標準状態（0℃、1気圧）に換算した値（設計値等で、複数の施設を集合して処理している場合は、その集合値（合計値）をいう。以下においても同じ）を記載すること。排出ガス量の計算方法は、ばいじんに係る届出の別紙2の記載例を参考にすること。	
		排出ガス温度	処理前については、当該処理施設等の入口の平均温度、処理後については、出口の平均温度を記載すること。	
	ばい煙等の濃度	ばいじん	処理前・処理後	条例の揮発性有機化合物については記載不要
		ばいじん	処理効率	条例の揮発性有機化合物については記載不要
		空欄	処理前・処理後	空欄に溶剤等の名称（排出する揮発性有機化合物が混合物であり、一般的な名称がない場合は「揮発性有機化合物」と記載）を記載し、当該処理施設等で処理する揮発性有機化合物の濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。
空欄	処理効率	容量比等で記載すること。		

7	処理能力	ばい煙量	いおう酸化物	処理前・ 処理後	条例の揮発性有機化合物については記載不要
8	使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数		条例の揮発性有機化合物については記載不要	
		季節変動		条例の揮発性有機化合物については記載不要	
9	排出口の実高さ $H_o$ (m) 及び頂上の口径 $D$ (m)			条例の揮発性有機化合物については記載不要	
10	排出口の番号			条例の揮発性有機化合物については記載不要	
11	陣傘の有無			条例の揮発性有機化合物については記載不要	
12	補正された排出口の実高さ $H_e$			条例の揮発性有機化合物については記載不要	
13	排出速度			条例の揮発性有機化合物については記載不要	
14	排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離			条例の揮発性有機化合物については記載不要	
15	排出口の中心からその至近距離にある他人の所有する建築物（倉庫等は除く）の実高さ $h$ 及び水平距離 $d$			条例の揮発性有機化合物については記載不要	
16	ばい煙等測定口の有無及び口径			ばい煙測定口の有無の別に○をつけ、ある場合は口径を記載すること。（位置については、添付の図面に明記すること）	
17	届出施設（指定有害物質又は揮発性有機化合物に係るものに限る。）に係る使用及び管理の状況の記録事項			届出施設の使用及び管理状況を、事業者みずからが適切に把握できる事項を記載すること。また記録の頻度を併せて記載すること。 <例> 吸着式処理装置 吸着剤の交換年月日（頻度：交換の都度）、吸着部・脱着部の温度（頻度：毎週1回）等 燃焼式処理装置 燃焼室の温度（頻度：毎週1回）、燃料使用量（頻度：毎週1回）等 蒸気返還設備 蒸気返還設備の使用状況（頻度：ガソリンの受入れを行うごと）、目視点検による亀裂及び漏洩箇所の有無（頻度：毎月1回以上）等	



オ 別紙1の4 記載例

別紙1の4 届出施設（貯蔵）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）		
工場又は事業場における施設番号及び施設名	原油タンクNo. 1～6	製品タンクNo. 1～3
設置年月日	令和 ○年 ○月 ○日	令和 ○年 ○月 ○日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
届出施設の形式	浮屋根式	固定屋根式
届出施設の容量（kℓ）	50,000	10,000
貯蔵物質の種類	原油	ガソリン
貯蔵物質の沸点又は5%留出点（℃）	96	50
添付書類 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		
揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る作業の系統の概要（作業工程）		
参考事項	<b>延べ貯蔵量</b> 1,500,000 kℓ/月	<b>延べ貯蔵量</b> 300,000 kℓ/月
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 参考事項の欄には、月間又は年間の取扱量を記載すること。		

カ 別紙1の4 記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号などわかりやすいように記載すること。）以下の項目について同じであればまとめて記載すること。 ＜例＞ 「原油タンクNo. 1～No. 5」
2	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。
3	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である <b>60</b> 日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）
4	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること。
5	届出施設の形成	構造名を記載すること。 ＜例＞ 「浮屋根式タンク」、「内部浮屋根式タンク」、「固定屋根式タンク」等
6	届出施設の容量	消防法の許可があるものは、消防法上の許可容量（有効容量）、その他のものは内容積を記載すること。
7	貯蔵物質の種類	一般的な名称で記載すること。（商品名ではない）
8	貯蔵物質の沸点又は5%留出点	単一物質にあつては沸点を、混合物にあつては5%留出点を記載すること。
9	揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	貯蔵物質の受入工程、払出工程、回収ベーパー処理工程のフローを記載すること。
10	参考事項	対象物質の月間又は年間の取扱い量を記載すること。

キ 別紙1の5 記載例

別紙1の5 届出施設（出荷）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）		
工場又は事業場における施設番号及び施設名	ローリー積込場	
設置年月日	昭和 ○年 ○月 ○日	
着手予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
届出施設におけるガソリンの積込能力（kL/h）	3, 200	
ローディングアーム1本当たりのガソリンの積込能力（kL/h）	80	120
積込能力別本数（トップローディング車用）（本）	10	
積込能力別本数（ボトムローディング車用）（本）		20
添付書類 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		
揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る作業の系統の概要（作業工程）	<pre>             graph LR               Gasoline[ガソリン] --&gt; Tank[タンク]               Tank --&gt; LA[ローディングアーム]               LA --&gt; Tanker[タンクローリー]               Tanker -.-&gt; VRA[ベーパー回収装置]               VRA -.-&gt; LA               LA -.-&gt; Vapor[ガソリンベーパー]           </pre>	
参 考 事 項	船舶出荷栈橋3カ所	
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。		
2 参考事項の欄には、タンクローリー以外の出荷形態があれば記載すること。		

ク 別紙1の5 記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号などわかりやすいように記載すること。）
2	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。
3	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）
4	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること。
5	届出施設におけるガソリンの最大積込能力	施設全体の最大積込能力を記載すること。
6	ローディングアーム1本当たりのガソリンの積込能力	積込能力別に記載すること。
7	積込能力別本数（トップローディング車用・ボトムローディング車用）	積込能力別にそれぞれの本数を記載すること。
8	揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	ガソリンの払出工程、回収ベーパー処理工程のフローを記載すること。
9	参考事項	タンクローリー以外の出荷形態を記載すること。 <例> 「船舶出荷設備」

ケ 別紙1の6 記載例

別紙1の6 届出施設（給油）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）							
工場又は事業場における施設番号及び施設名	タンク1号			タンク2号			
設置年月日							
着手予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日			令和 ○年 ○月 ○日			
使用開始予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日			令和 ○年 ○月 ○日			
地下タンクの全体容量及び室数	20.0 (kL)	2 (室)		20.0 (kL)	2 (室)		
地下タンクのガソリンに係る容量及び室数	20.0 (kL)	2 (室)		10.0 (kL)	1 (室)		
蒸気返還設備の有無	(有) ・ 無			(有) ・ 無			
蒸気返還設備の名称、型式及び個数	○○社製○型 ペーパーリカバリー装置1個			同左			
添付書類 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。）							
揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	タンクローリー → 地下タンク → 計量器 → 給油						
参 考 事 項	工場又は事業場全体のガソリンに係る合計容量及び合計室数	施設番号	タンク1号		タンク2号		合計
	容量(kL)	10.0	10.0	10.0			30
	室数(室)	2		1			3
	その他	リターンホース 長さ5m 口径φ60mm					
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。							
2 参考事項の欄には、リターンホースの長さ及び口径を記載すること。							

コ 別紙1の6 記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における地下タンク(当該届出施設)に固有の番号(記号)又は呼称を記載する。(番号等は重複しないようにすること。また、一連番号などわかりやすいように記載すること。)		
2	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。		
3	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。(ただし、期間短縮願が承認されたものを除く)		
4	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転(実稼動)開始の予定年月日を記載すること。		
5	地下タンクの全体容量	地下タンク1基全体の消防法上の許可容量(有効容量)を記載すること。		
6	地下タンクの全体室数	間仕切りをしていない場合は「1」、間仕切りしている場合は室数を記載すること。		
7	ガソリンに係る容量	地下タンク1基のうちガソリン(レギュラー、ハイオク)の消防法上の許可容量(有効容量)を記載すること。		
8	ガソリンに係る室数	ガソリンを入れる室数を記載すること。		
9	蒸気返還設備の有無	蒸気返還設備を設置している場合(当該届出に係る工事で設置する予定のある場合を含む。)は有に○をすること。		
10	蒸気返還設備の名称、型式及び個数	名称、型式は製造会社名及び具体的な型式を記載すること。また、個数については当該届出施設における蒸気返還装置の個数を記載すること。		
11	揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る操業の系統の概要(作業工程)	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。		
12	参考事項	工場又は事業場全体のガソリンに係る合計容量、室数	施設番号	地下タンク1基ずつについて記載すること。
13		容量	間仕切りがない場合及び間仕切りがあってもレギュラー、ハイオクのどちらか一方の場合は、左欄にのみ記載すること。	
14		室数	ガソリンに係るものの室数を1基ずつ記載すること。	
15		その他	リターンホースの長さ及び口径を記載すること。 記載についての補足等を記載すること。	

サ 別紙1の7 記載例

別紙1の7

届出施設（ドライクリーニング）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）

工場又は事業場における施設番号及び施設名	No. 1	No. 2
届出施設の種 類	クリーニング施設・乾燥施設	クリーニング施設・乾燥施設
設 置 年 月 日		
着 手 予 定 年 月 日	令和 ○年 ○月 ○日	同左
使用開始予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日	同左
洗 浄 剤 の 種 類	石油系溶剤・テトラクロロエチレン(パーク)	石油系溶剤・テトラクロロエチレン(パーク)
届出施設の名称及び型式	〇〇社製ドライエース DCH-30	〇〇社製回収機付乾燥機 DCC-20
乾燥（洗濯）能力 (kg/回)	30	20
添付書類 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		

揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）		洗濯 → 脱液 → 乾燥 → 脱臭			
参 考 事 項	工場又は事業場 全体の洗濯能力	洗濯剤の種類	石油系溶剤	テトラクロロエチレン (パーク)	合 計
		洗濯能力 (kg/回)	20	30	50
	そ の 他	フロン 113 2基、50kg/回			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項のその他の欄には、フロン及びエタンドライクリーニング機を設置している工場又は事業場にあつては、その洗濯能力を記載すること。

シ 別紙1の7 記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号などわかりやすいように記載すること。）
2	届出施設の種類	該当する項目を○で囲むこと。
3	設置年月日	設置（施設を増設することにより、既存の施設が届出施設となる場合）、使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること。
6	洗浄剤の種類	該当する項目を○で囲む。
7	届出施設の名称及び型式	当該届出施設の製造会社名及び型式を記載すること。
8	乾燥（洗濯）能力	当該届出施設のJIMS（日本産業機械工業会規格）による能力を記載すること。
9	揮発性有機化合物の発生又は処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。
10	工場又は事業場全体の洗濯能力	洗浄剤の種類ごとの洗濯能力を合計した数値をそれぞれの欄に記載し、その合計についても記載すること。
11	その他	フロン及びエタンドライクリーニング機を設置している工場又は事業場にあつてはその種類ごとに施設数と洗濯能力を記載すること。



ス 別紙1の8 記載例

別紙1の8

届出施設（溶剤洗浄）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）

工場又は事業場における施設番号及び施設名	<b>No. 1</b>	
設置年月日		
着手予定年月日	<b>令和〇年〇月〇日</b>	
使用開始予定年月日	<b>令和〇年〇月〇日</b>	
洗浄剤の種類	<b>塩化メチレン</b>	
洗浄剤の沸点又は5%留出点(°C)	<b>40</b>	
洗浄槽の液面の面積(m <sup>2</sup> )	<b>1.2</b>	
密閉化のための措置内容	<b>2重扉、冷却装置の設置</b>	
添付書類 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		

揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る作業の系統の概要（作業工程）	<b>材料 → プレス加工 → 洗浄 → 乾燥 → 表面処理</b>
参考事項	<b>20分/回、5回/日、20日/月 季節変動なし 蒸発洗浄 フリーボード比1.0</b>

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、届出施設の1日の使用時間、月間使用日数及び季節変動並びにフリーボード比を記載すること。

セ 別紙1の8 記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号などわかりやすいように記載すること。）
2	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。
3	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）
4	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること。
5	洗浄剤の種類	洗浄剤の名称を記載すること。（商品名ではない。）混合物はその組成と混合割合をあわせて記載すること。
6	洗浄剤の沸点又は5%留出点	単一物質にあつては沸点、混合物にあつてはその5%留出点を記載すること
7	洗浄槽の液面の面積	洗浄槽の液面の面積を記載すること。
8	密閉化のための措置	密閉式構造の内容を具体的に記載すること。（処理装置が設置されている場合は記載しないこと。）
9	揮発性有機化合物の発生又は処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順を記載すること。
10	参考事項	当該届出施設の1日の使用時間、月間使用日数及び季節変動を記載すること。蒸気洗浄、シャワーリング、ディッピング等の洗浄方法を具体的に記載し、フリーボード比がある場合、その数値を記載すること。

ソ 別紙1の9 記載例

別紙1の9 届出施設（製造）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）					
工場又は事業場における施設番号及び施設名		反応1号		反応2号	
届出施設の種類		反応施設		反応施設	
設置年月日					
着手予定年月日		令和 ○年 ○月 ○日		令和 ○年 ○月 ○日	
使用開始予定年月日		令和 ○年 ○月 ○日		令和 ○年 ○月 ○日	
届出施設の容量（L）		300		400	
原 材 料	種 類	A	B	C	D
	沸点又は5%留出点（℃）	120	91	180	210
	使用割合（%）	10	5	40	45
製 造 後 の 物 質	種 類	E	F	G	
	沸点又は5%留出点（℃）	130	105	127	
	生成割合（%）	30	15	55	
密閉化のための措置内容		原料投入後、製品取り出しまで外気との接触はない		特になし（処理施設あり）	
添付書類 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。）					
揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	原料→ ○○反応 →製品 A・B 密閉 E・F			原料 → ○○反応 →製品 C・D G ↓ →処理施設	
	参 考 事 項	8時間/日、22日/月、季節変動なし			
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 参考事項の欄には、届出施設の1日の使用時間、月間使用日数及び季節変動を記載すること。					

タ 別紙1の9 記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号などわかりやすいように記載すること。）	
2	届出施設の種類	条例施行規則別表第3の3第6項に掲げる名称を記載すること。また、同種同規模の施設の場合は、基数も併せて記載すること。	
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。	
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）	
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること。	
6	届出施設の容量	施設の内容積を記載すること。ただし乾燥施設で容量が算定しがたい場合は加熱能力を記載すること。	
7	原材料及び製造後の物質	種類	固体状以外の揮発性有機化合物をすべて記載すること。
		沸点及び5%留出点	種類の欄で記載した物質すべてについて、単一物質にあつては沸点を、混合物にあつては5%留出点を記載すること。
		使用割合、生成割合	使用、生成割合とも容量比（固体状の物質も含めた割合）記載すること。
8	密閉化のための措置	密閉式構造の内容を具体的に記載すること。（処理装置がある場合は記載しないこと。） （例）混合施設等で原材料の出し入れ以外は蓋をし、密閉式構造となっている。	
9	揮発性有機化合物の発生又は処理等に係る作業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。	
10	参考事項	届出施設の1日の使用時間、月間使用日数及び季節変動等を記載すること。記載についての補足等を記載すること。	

チ 別紙1の10 記載例

別紙1の10

届出施設（塗装）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）

工場又は事業場における施設番号及び施設名	下塗りラインNo. 1	下塗りラインNo. 2
届出施設の種類の種類	吹付塗装施設・乾燥・焼付施設	吹付塗装施設・乾燥・焼付施設
設置年月日		
着手予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日	同左
使用開始予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日	同左
届出施設の名称及び型式	〇〇社製 A-101型	〇〇社製 B-202型
排風機能力 (m <sup>3</sup> /分)	120	20
被塗物の種類 (塗装専門者に限る。)	機械器具(テレビの外ワク(プラスチック))	同左
塗料中の最大溶剤含有率 (使用時)(%)	80	80
添付書類 届出施設の構造概要図(主要寸法を記入すること。)		

揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る作業の系統の概要(作業工程)	<p>材料 → 下塗り塗装 → 乾燥 → 上塗り塗装へ</p> <p>↓</p> <p>直接燃焼装置</p>
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリルウレタン樹脂塗料(40%)：有機溶剤＝2：1</li> <li>・塗料はエアレススプレー</li> </ul>

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、塗料中の最大溶剤含有率(使用時)欄に記載した塗料の種類、その塗料の溶剤含有率及び希釈率を記載するほか、吹付塗装施設については、スプレー方式、塗装専門家以外については被塗物の種類を記載すること。また、最大年間塗料(希釈溶剤を含む。)使用量が概ね100トン以上の工場又は事業場にあつては、当該工場又は事業場全体の補正後の乾燥塗膜量を算出する書類を添付すること。

ツ 別紙1の10 記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号などわかりやすいように記載すること。）
2	届出施設の種類	該当する項目を○で囲むこと。
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である <b>60</b> 日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること。
6	届出施設の名称及び型式	当該届出施設の製造会社名及び型式を記載すること。（吹付塗装施設にあっては、塗装ブースの製造会社名及び型式を記載すること。）
7	排風機能力	当該届出施設の排風機の定格能力を記載すること。なお、吹付塗装施設に循環ファンがある場合は、循環ファンと排風機の定格能力の合計値を記載し、（ ）書きで循環ファン及び排風機の定格能力をそれぞれ記載すること。
8	被塗物の種類	塗装業者について条例施行規則別表第5の3付表に掲げる用途区分を記載し、（ ）書きで日本標準産業分類の中分類名及び製品、又は部品の名称並びに材質を記載すること。
9	塗料中の最大溶剤含有率（使用時）	当該届出施設において使用される塗料（乾燥・焼付施設にあっては、塗装時に使用された塗料）の中で最も有機溶剤の含有率の高い塗料の有機溶剤含有率を重量比で記載すること。 <計算方法> $\frac{\text{塗料中の有機溶剤の重量} + \text{希釈有機溶剤の重量}}{\text{塗料の重量} + \text{希釈溶剤（水を含む）の重量}} \times 100 (\%)$
10	揮発性有機化合物の発生又は処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業手順を記載し、当該届出施設に対応する処理施設名を記載する。
11	参考事項	塗料中の最大溶剤含有率（使用時）欄に記載した塗料の種類、その塗料の溶剤含有率及び希釈率
		塗料の種類（当該塗料の有機溶剤含有率を明示）及び希釈溶剤の種類（有機溶剤又は水）を記載し、その混合割合（重量比）を記載すること。 <例> アクリルウレタン樹脂塗料(40%)：有機溶剤 = 1：2
		吹付塗装施設について、エアースプレー、静電エアースプレー等の塗装方式を記載すること。
	被塗物の種類	塗装業者以外の者について8と同様に記載すること。

テ 別紙1の11 記載例

別紙1の11		届出施設（印刷）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）			
工場又は事業場における施設番号及び施設名	上塗コーター K-1	6色グラビア 6-1			
届出施設の種類及び版式	金属板印刷にかかる乾燥・焼付施設	グラビア印刷にかかる乾燥施設			
設置年月日					
着手予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日	令和 ○年 ○月 ○日			
使用開始予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日	令和 ○年 ○月 ○日			
届出施設の名称及び型式	〇〇社製 乾燥機 (A-1型)	〇〇社製 6色グラビア輪転機 (B-1型)			
排風機能力 (m <sup>3</sup> /分)	50	90			
インキ中の最大溶剤含有率 (使用時) (%)	70	60			
添付書類 届出施設の構造概要図 (主要寸法を記入すること。)					
揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る作業の系統の概要 (作業工程)		材料 → 下塗 → <b>乾燥</b> → 印刷 ↓ 直接燃焼装置 ↓ 上塗へ		フィルム → 印刷 → <b>乾燥</b> → 張合せ ↓ 活性炭吸着	
参考事項	工場又は事業場全体の能力(グラビア印刷に限る。)	印刷機のシリンダ幅 (mm)	1,300	900	
		台数	2	2	
	その他	・エポキシエステル樹脂塗料 (60%) : 溶剤=10 : 1 ・食品用缶		・グラビアインキ(40%) : 溶剤=7 : 3 ・ポリエチレンフィルム、包装用フィルム	
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。					
備考 2 参考事項のその他の欄には、インキ中の最大溶剤含有率 (使用時) 欄に記載したインキの種類、そのインキの溶剤含有率及び希釈率を記載するほか、被印刷物の種類と用途を記載すること。また金属板印刷においては最大年間塗料 (希釈溶剤を含む) 使用量が概ね100トン以上の工場又は事業場にあつては、当該工場又は事業場全体の補正後の乾燥塗膜量を算出する書類を添付すること。					

ト 別紙1の11 記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号などわかりやすいように記載すること。）
2	届出施設の種類及び版式	条例施行規則表第3の3第8項に掲げる施設名を記載すること。
3	設置年月日	設置（グラビア印刷において施設を増設することにより、既存の施設が届出施設となる場合）、使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること。
6	届出施設の名称及び型式	当該届出施設の製造会社名及び型式を記載すること。
7	排風機能力	当該届出施設の排風機の定格能力を記載すること。
8	インキ中の最大溶剤含有率（使用時）（%）	当該届出施設において使用されるインキの中で最も有機溶剤の含有率の高いインキの有機溶剤含有率を重量比で記載すること。 <計算方法> $\frac{\text{インキの有機溶剤の重量} + \text{希釈有機溶剤の重量}}{\text{インキの重量} + \text{希釈溶剤（水を含む）の重量}} \times 100 (\%)$
9	揮発性有機化合物の発生又は処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業手順を記載し、当該届出施設に対応する処理施設名を記載する。
10	参考 工場または事業場全体の能力	グラビア印刷機について、印刷機のシリンダ幅と合計数を記載すること。シリンダ幅は、定格幅とする。
11	事項 その他	インキの種類（当該インキの有機溶剤含有率を明示）及び希釈溶剤の種類（有機溶剤又は水）を記載し、その混合割合（重量比）を記載すること。 <例> ヒートセットインキ（40%）：有機溶剤 ＝ 100：5



ナ 別紙1の12 記載例

別紙1の12

届出施設（接着）の構造及び使用又は管理の方法（揮発性有機化合物）

工場又は事業場における施設番号及び施設名	PPラミネーターNo. 1	
設置年月日	令和 ○年 ○月 ○日	
着手予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日	
使用開始予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日	
届出施設の名称及び型式	〇〇社製ラミネート機 (C-1型)	
排風機能力 (m <sup>3</sup> /分)	20	
接着剤中の最大溶剤含有率 (使用時) (%)	60	
添付書類 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		

揮発性有機化合物の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	<p>原材料→接着材塗布→ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">乾燥</span> →張合せ→切断→出荷</p> <p style="margin-left: 150px;">↓</p> <p style="margin-left: 150px;">活性炭吸着 → 触媒酸化</p>
参考事項	<p>アクリル樹脂系接着剤：溶剤＝10：1</p> <p>ポリプロピレンフィルムと紙の接着、各種印刷物のラミネート加工</p>

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、接着剤中の最大溶剤含有率（使用時）欄に記載した接着剤の種類、その接着剤の溶剤含有率及び希釈率を記載するほか、接着剤の種類を記載すること。

ニ 別紙1の12 記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号などわかりやすいように記載すること。）
2	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。
3	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）
4	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること。
5	届出施設の名称及び型式	当該届出施設の製造会社名及び型式を記載すること。ただし、接着と一体型の乾燥施設については、接着施設の名称及び型式を記載してもよい。
6	排風機能力	当該届出施設の排風機の定格能力を記載すること。
7	接着剤中の最大溶剤含有率（使用時）（%）	当該届出施設において使用される接着剤の中で最も有機溶剤の含有率の高い接着剤の有機溶剤含有率を重量比で記載すること。 <計算方法> $\frac{\text{接着剤の有機溶剤の重量} + \text{希釈有機溶剤の重量}}{\text{接着剤の重量} + \text{希釈溶剤（水を含む）の重量}} \times 100 (\%)$
8	揮発性有機化合物の発生又は処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業手順を記載し、当該届出施設に対応する処理施設名を記載する。
9	参考事項	接着剤の種類（当該接着剤の有機溶剤含有率を明示）及び希釈溶剤の種類（有機溶剤又は水）を記載し、その混合割合（重量比）を記載すること。 <例> アクリルウレタン樹脂系接着剤（40%）：有機溶剤 = 1：2

(7) 添付書類等の記載方法

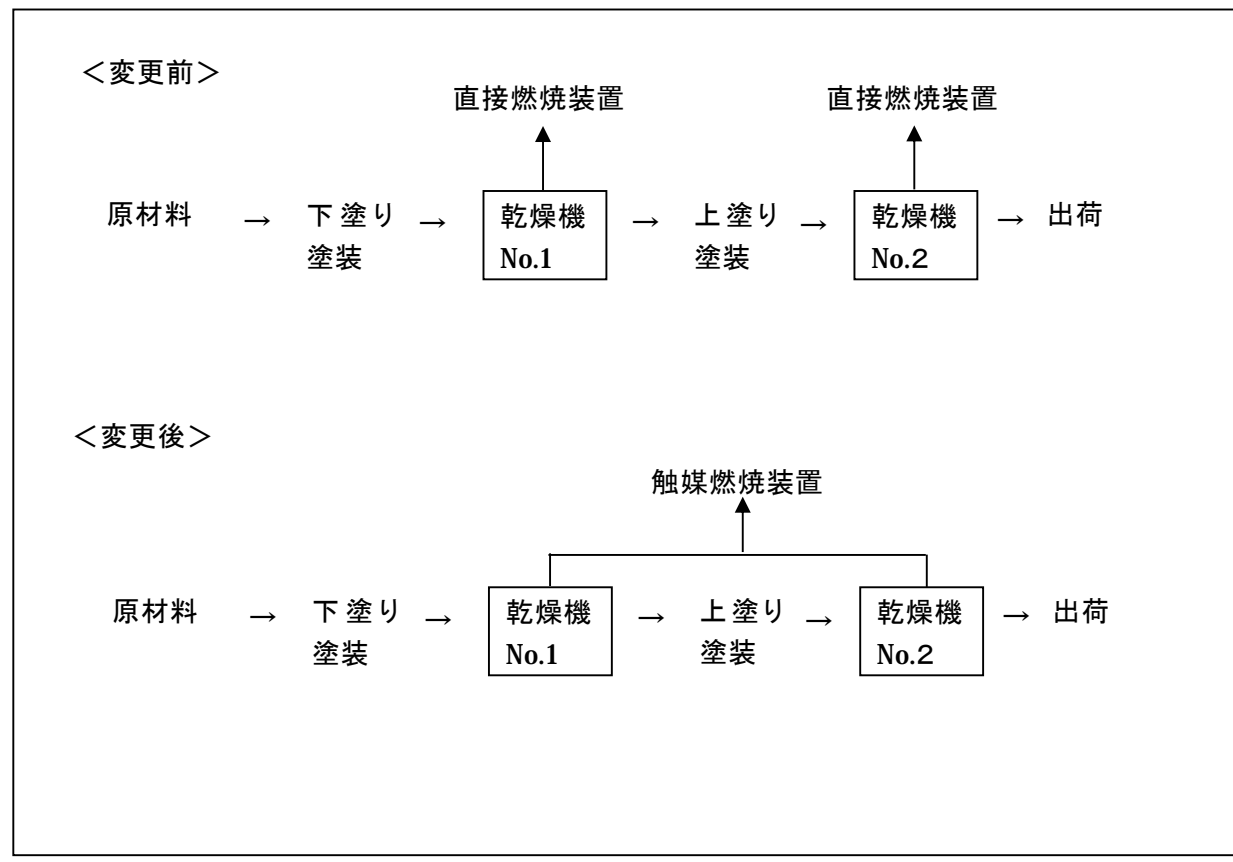
ア 変更概要説明書 記載例

変更概要説明書（理由）

次の事項を変更しますので、別添のとおり届け出ます。

施設番号(種類)	当該施設を設置したときの届出年月日及び受付番号	主要変更事項	変更予定年月日	変更理由
条例別表第3－第7項－ロ 乾燥・焼付施設 2基 (No.1、No.2)	平成元年4月1日 (事指第〇－〇〇号)	直接燃焼装置を触媒燃焼装置に変更	令和2年1月21日	処理施設の老朽化及びランニングコストの軽減のため

[備考]



イ 変更概要説明書 記載上の注意事項

1	施設番号（種類）	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の届出をもとに、工場又は事業場における当該届出施設の固有の番号（記号）又は呼称を記入すること。</li> <li>種類は、条例施行規則別表第3の3に係る項番号、名称及び基数を記入すること。</li> </ul> <p>&lt;例&gt;  別表第3－第6項イ 反応施設 2基  別表第3－第7項ロ 乾燥・焼付施設 1基</p>
2	当該施設を設置したときの届出年月日及び受付番号	当該施設を設置したときの設置届表紙の「※備考」欄内の届出年月日（市町村受付印内に記載される年月日）及び受付番号（大阪府受付印内に記載される番号）を記載すること。
3	主要変更事項	<p>具体的に変更しようとする事項を記載する。</p> <p>&lt;例&gt; 触媒燃焼装置更新</p>
4	変更予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更に伴って工事を行う場合は、当該工事（基礎工事を含む）の着手予定日を記載すること。</li> <li>市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）</li> </ul>
5	変更理由	<p>簡明に記載すること。</p> <p>&lt;例&gt; 老朽化のため</p>
6	備考	変更前後についての概略図やフローシートを簡略に記載すること。また、その他特に記載する必要がある事項を記載すること。

期 間 短 縮 願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大 阪 府 知 事 様

住 所 大阪市中央区〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇産業株式会社

氏 名 代表取締役 青 空 守

下記により実施の制限期間の短縮を願い出ます。

記

1 工場又は事業場の名称

〇〇産業株式会社 大阪工場

2 施設の種類及び施設番号

△△施設 (T-1、T-2)

3 適用法令

大気汚染防止法第 10 条第 2 項 (第 17 条の 13 第 1 項、第 18 条の 36 第 1 項において準用する  
場合を含む)

ダイオキシン類対策特別措置法第 17 条第 2 項

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 29 条

4 理由

〇〇〇〇〇〇〇〇による排出抑制を早期に実施するため

※期間短縮願は 1 部 (正本) のみ提出してください。